相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県北茨城市中郷町日棚二〇六五番地七、最後の住所茨城県北茨城市中郷町日棚二〇六五番地の七　被相続人　亡　坂井　敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月九日

茨城県日立市弁天町一丁目三番一六号片岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　片岡　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区奈良町一三一番地一一、最後の住所埼玉県上尾市大字大谷本郷四四一番地一六　被相続人　亡　沼野　等

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月九日

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目七番二号浦和MTビル四階飯塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯塚　英明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入三三五番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　荻野　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月九日

事務所埼玉県熊谷市筑波三丁目一九三番地　熊谷通運ビル五階　安田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安田　孝一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区富久町五九番地、最後の住所千葉県浦安市高洲四丁目三番一―一一三号　被相続人　亡　楠山　太一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月九日

事務所千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階　弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒川　俊也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市中興野六六番地九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　志賀　政栄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月九日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館一〇階一〇一六―二号室

相続財産管理人　弁護士　野田　宗典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県南砺市福光七五一五番地、最後の住所富山県砺波市林一〇二〇番地一三　被相続人　亡　西村　俊滋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月九日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館一〇階一〇一六―二号室

相続財産管理人　弁護士　野田　宗典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県北杜市長坂町長坂下条四七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　牛山　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月九日

山梨県甲府市相生一丁目三番一一号ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村松　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市内浦三津一二二番地、最後の住所静岡県三島市幸原町二丁目一八番八号　被相続人　亡　初又　宏尚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月九日

静岡県沼津市御幸町二五番三三号　Mビル一階　はまゆう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小宮山克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県袋井市袋井五八番地の一、最後の住所東京都品川区西品川三丁目一九番一二号　被相続人　亡　安間　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月九日

事務所静岡県浜松市中区鴨江四丁目一一番二六号　司法書士法人浜松中央事務所

相続財産管理人　山崎　久紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市大和町南高井二八一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　片岡　憲和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月九日

愛知県名古屋市中区錦一丁目二〇番八号カーニープレイス名古屋伏見ビル七階

相続財産管理人　弁護士　西脇　明典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府門真市大字下馬伏七六〇番地、最後の住所大阪府門真市幸福町二〇番二号デイサービスハイジ幸福町　被相続人　亡　東口　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月九日

大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィークタワーOSAKA一九〇三

相続財産管理人　弁護士　川本　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区北方一丁目一〇五〇番地、最後の住所奈良県奈良市大倭町四番六号菅原園　被相続人　亡　森　公彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月九日

大阪府大阪市北区天神橋二丁目北二番六号大和南森町ビル五階鎌倉・檜垣法律事務所

相続財産管理人　弁護士　檜垣　誠次

第63期決算公告

平成26年3月25日　東京都多摩市中沢一丁目41番地1

株式会社府中カントリークラブ

代表取締役社長　齋藤　超

貸借対照表の要旨　（平成25年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,448,195	流動負債	173,455
固定資産	3,149,499	固定負債	4,432,491
有形固定資産	1,149,006	負債合計	4,605,947
無形固定資産	1,485	株主資本	991,747
投資その他の資産	1,999,008	資本金	404,000
		資本剰余金	2,500
		（資本準備余金）	(2,500)
		利益剰余金	585,247
		（利益準備金）	(3,000)
		（その他利益剰余金）	(582,247)
		純資産合計	991,747
資産合計	5,597,694	負債・純資産合計	5,597,694

(注)　当期純利益　37,908千円